



# 重要なお知らせ



## 利用料金加算制度（市外・営利加算）の新設・運用変更について

東大阪市では、市内の公共施設における運用のバラツキを統一し、公平性を担保することを目的として施設の利用料金制度の見直しを行いました。令和6年第3回定例会（9月議会）にて複数の施設条例が改正され、市外加算・営利加算が導入されました。その結果、**令和7年4月1日以降に行う予約から**一部の運用が変更となり、これまでの利用料金と変更となる場合があります。

利用者の方におかれましては、以下の変更点について、ご理解いただきますようお願いします。

### ★市外加算：市外在住の方・市外事業者の利用料金が上がります

**機器**の利用料金：これまで加算無し⇒**5割加算**

**貸室**の利用料金：これまで2割加算⇒**5割加算**

※ただし市外在住であっても市内在学・在勤の個人の方は加算しません。

※事業者の場合、事業所の所在地が市内であれば加算しません。

★営利加算：下記の条件に**すべて該当**する場合は、本体利用料金に**10割が加算**されます

- ・貸室を利用する場合
- ・産業振興以外の目的で利用する場合（文化教室やスポーツイベントなど）
- ・販売会や参加料・受講料・会費などを集めるイベントで利用する場合

※一定の条件で営利加算しない場合もありますので、詳細な条件については施設窓口にお問い合わせください。